

## 議案第11号

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成26年杉並区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「。以下この号において同じ」を削り、「同項の」を「これらの」に改め、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える部分を除く。）及び次項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### （提案理由）

乳児等のための支援給付等に関する報告等に係る過料を定める必要がある。

杉並区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5若しくは第13条</u>（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む_____。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>これらの規定</u>による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>（法第30条の3 <u>及び第30条の13</u>において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>_____（法第30条の3 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>同項の</u> 規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>（法第30条の3 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若</p>

しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項\_\_\_\_\_の規定による支給認定証\_\_\_\_\_の提出又は返還を求められてこれに応じない者